

千葉東間税会入会申込書

事業所情報			
ふりがな			
事業所名			
屋号			
業種			
代表者役職			
ふりがな			
代表者氏名			
所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
資本金		従業員数	約名

入会者情報 (事業所情報と異なる場合のみ記入)			
ふりがな			
事業所名・支店名			
部署・役職			
ふりがな			
氏名			
所在地	〒		
連絡先 TEL			
連絡先 FAX			
Emailアドレス			

紹介者氏名	
-------	--

千葉東間税会会費規定

(目的)

第1条 この規定は、千葉東間税会（以下、本会）の規約第10条に基づき、本会の会費について定めるものである。

(種別)

第2条 会費は次の金額とする。

(1) 法人会員

- ・ 資本金300万円未満 年額3,600円
- 資本金300万円以上1,000万円未満 年額5,000円
- 資本金1,000万円以上2,000万円未満 年額6,000円
- 資本金2,000万円以上3,000万円未満 年額7,000円
- 資本金3,000万円以上5,000万円未満 年額10,000円
- 資本金5,000万円以上1億円未満 年額20,000円
- 資本金1億円以上 年額30,000円
- ・ 千葉東税務署管内に本社を有しない支社・支店等 年額3,600円
- ・ 同一経営者が複数経営する場合の基幹法人以外の法人 年額3,000円

(2) 個人会員（個人または個人事業主等の個人企業） 年額3,600円

(3) 準会員 1人あたり年額1,000円

(4) その他（公益法人・任意団体等） 年額3,600円

2 年度の途中で入会した会員については、当該年度の会費はなしとする。

(納入時期)

第3条 会費は、当該年度の5月25日までに納入するものとする。

(特別聴取)

第4条 本会は、事業の実施に係わる経費の支弁のために、常任理事会の議決を経て、臨時に会費を徴収することができる。

(納入方法)

第5条 会費の納入は、本会が指定した銀行口座へ（準会員が所属する場合は、会費を含める）振込にて支払うものとする。その場合、振込票をもって本会の領収証とする。また、本会事務局に持参して支払うこともできるとする。

(手数料)

第6条 会費の納入に際して初回必要な送金手数料を会員が負担するものとする。但し、次年度の口座振替手数料は、本会にて負担する。

附則

1 この規定は、平成元年4月27日から実施する。

2 第2条（種別）に準会員の条文を追加。平成27年5月11日通常総会において改正し、同日より実施する。